8-3 販売(消費)数量

(1) 酒類販売(消費)数量

(1) 1日积8	·売(消費)	奴互	1	\T \\T \\T \\T \	· + + ~ · · · · · · · · · · · · · · · ·			n= ++ 44+ +v	~ nc -+ w =		
		ļ		酒類製	造者の移	出数量		販売業者の	り販売数量	会和4年3月31日現在	消費者に対す る販売数量計
区	分		製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②	令和4年3月31日現在 販売業者の手持数量	る販売数量計 ①+②
			kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
清		酒	X	X	X	X	X	1, 376	X	549	1, 347
合 成	清	酒	-	-	-	_	-	80	79	40	79
連続式	蒸留焼	酎	X	X	X	X	X	1, 258	X	121	1, 155
単 式 蒸	留焼	酎	1	2, 592	8, 133	2, 143	382	14, 928	11, 383	1, 934	11, 765
み	ŋ	ん	=	-	-	=	-	681	779	115	779
ビ	_	ル	=	13, 559	2, 106	81	503	42, 561	20, 255	16, 687	20, 758
果	実	酒	-	-	-	20	-	4, 744	4, 470	766	4, 470
甘 味	果実	酒	-	-	2	4	1	269	129	25	130
ウイ	スキ	_	-	4	10	2	1	3, 500	1, 724	228	1, 725
ブラ	ンデ	_	-	-	-	0	-	48	30	12	30
発	泡	酒	=	2, 651	513	15	59	39, 288	16, 018	21, 768	16, 076
原料用アルコ	ール • スヒ°リ	ッツ	0	16	51	8	85	31, 095	13, 962	15, 396	14, 048
リ キ	그 ㅡ	ル	0	9, 416	892	33	688	81, 230	39, 391	11,012	40, 079
その他	の醸造	酒						4.5.0		202	5 550
粉末酒	· 雑	酒	X	X	Х	X	X	4, 748	X	296	5, 572
合		計	2	28, 240	11, 716	2, 307	1, 722	225, 808	116, 292	68, 947	118, 014

調査期間等:令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」 又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

## (2) 酒類販売(消費)数量の累年比較

年	度	清	酒	合	成 清	酒	焼	酎	ビ	ール	その他の酒類	合	計
			kℓ			kℓ		kℓ		kℓ	kℓ		kℓ
平成2	9 年 度	1,	, 244			217		13, 314		22, 195	80, 661		117, 631
平成3	0年度	1,	, 219			199		13, 845		22, 158	81, 824		119, 244
令 和 ラ	元 年 度		952			107		12, 012		19, 725	76, 718		109, 514
令和 2	2 年 度	1,	, 068			93		11, 082		20, 053	78, 826		111, 124
令和:	3 年度	1,	, 347			79		12, 920		20, 758	82, 909		118, 014

<sup>(</sup>注) 1 この表は「(1) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

<sup>2 「</sup>焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売(消費)数量

税	務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合 計	税務署名
		kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	
那	覇	341	12	385	4, 830	185	6, 280	1,053	34	549	8	4, 584	3, 305	12, 530	1, 552	35, 648	那 覇
宮	古息	49	2	68	572	25	1, 073	136	6	89	1	964	489	1,840	273	5, 588	宮 古 島
石	垣	42	4	45	594	35	1, 294	170	5	97	1	646	336	1, 932	251	5, 452	石 垣
北	那 覇	492	48	377	2, 079	338	4, 192	944	42	356	9	2, 932	4, 528	7, 367	1, 351	25, 056	北 那 覇
名	護	87	3	59	1,007	39	2, 140	269	8	148	3	1, 704	1, 166	4, 207	257	11, 096	名 護
沖	組	336	10	221	2, 683	157	5, 779	1, 898	35	486	8	5, 246	4, 224	12, 203	1,888	35, 174	沖縄
総	割	1, 347	79	1, 155	11, 765	779	20, 758	4, 470	130	1, 725	30	16, 076	14, 048	40, 079	5, 572	118, 014	総計

<sup>(</sup>注) 1 この表は、「(1) 酒類販売 (消費) 数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。 2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

## 8-4 免許場数

## (1) 制造品許堪粉

(1) 3	没担!	免許場	7 秋																						
	酒	類の種	重類		前年度末	新規	免 許	免 許		本		年	度	1	末	免		許	場	数	1	(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末	本	年度末
					免計場数	兄計場数	以消場数	消滅場数	6 kℓ未満			60kℓ以上	100ke以上		500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kl以上	休 造	合計(A)	の免許場数	製造場数	製	造者数
\- <del></del>				You	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場		者 :
消				禮	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	1	内 :	2 3
合	成		清	酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	
連続	大	蒸	留	焼香	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	内 -	- 2
単一式	t :	蒸	留	焼酢	52	1	-	-	11	1	20	6	3	4	3	2	1	-	-	2	53	8	53	内	4 49
み		ŋ		٨.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	
ビ		_		ル	16	-	-	_	8	2	3	1	-	-	-	-	-	-	1	1	16	5	7	内 ;	3 13
果		実		酒	6	1	-	_	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	4	1	内 :	2 [
甘	味	果	美	€ 酒	j 5	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	2	-	内 :	2 [
ウ	イ	ス	#	F -	5	4	-	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	9	1	-	内	1 !
ブ	ラ	ン	ラ	= _	9	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	9	4	-	内 :	3 8
原料	用	アル	レコ	— л	26	-	-	-	9	-	7	1	1	1	-	-	-	-	-	7	26	1	-	内	1 26
発		泡		酒	15	1	-	-	12	1	2	-		-	-	-	1	-		-	16	4	5	内:	2 13
その	他	の	醸	造 酒	2	_	_	_	2	-	-	-	_	_	-	_	-	-	-	-	2	2	-	内	1 2
ス	۲°	IJ	2	, "	24	4	_	_	12	4	4	1	_	1	-	_	-	-	-	6	28	7	2	内 :	3 25
IJ	キ	ユ	_	- /l	34	1	_	_	16	3	3	-	3	1	1	_	_	-	1	7	35	3	7	内 :	2 31
粉		末		酒	i –	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-	-	_	-	-	_	内 -	
雑				酒	2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	2	2	_	_	内 -	- 2
合				計	202	12	_	_	91	11	44	9	7	7	4	2	2	_	2	35	214	44	77	内 20	
П		合 和	₩	年 度					18	6	18	12	3	7	6	2	2	_	1	2	77	10		内 :	
各酒類 通じ7	iをト			年度					19	9	22	12	6	-	5	3	1		1	2	75	10			4 66
もの	,  -									_		4		3			1	_	1			9		内 4	
		令 和			121日租左		<b>通</b> 税法第7		17	10	24	4	5	5 年 5 年 5	2	5	1	-	1	3	77	10		内	4 67

- 調査対象等:令和4年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和3年度内における製造数量別に示した。 (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、 年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

  - 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。3 「本年度末製造者数」欄には、本店(本店につき製造免許の有無を問わない)の所在地において種類ごとに一人として計上した。
  - 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

接近 類	(2)	0ブ/よ	レベ	造場数														
清 酒 一 一 一 3						7	びん詰	のた	こめのも	の				そ	の他	のもの		
清 酒 一 一 3 一 3 一 3 1 1		酒類	質の利	重類		自製酒び	造りし	нн	共 同びん計					設置許を受け				うち 実蔵置場数
会成清酒 33 33   連続式蒸留焼酎 33   17   - 25   3   17   - 25   3   3   17   - 25   3   3   3   3   3   3   3   3   3								場		場		場	場		場	場	場	場
連続式蒸留焼酎 3 3   17 - 25   18   式蒸留焼酎 3 2 3   17 - 25   18   18   18   18   18   18   18   1	清				酒			-		-		-	3		-	-	3	_
単 式 蒸 留 焼 酎 3 2 - 3 17 - 25	合	成		清	酒			-		-		-	3		-	-	3	-
み り ん ー ー ー ー ー 2 ー ー 2 ー ー 2         ビ ー ル ー ー ー ー ー 4 ー ー ー 4         果 実 酒 ー ー ー ー 4 ー ー ー 4         甘 味 果 実 酒 ー ー ー ー 4 ー ー ー 4         ウ イ ス キ ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	連	続式	蒸	留 焼	酎			-		-		_	3		-	-	3	-
ビ ー ル       -       -       -       4       -       -       4         果 実 酒       -       -       -       4       -       -       4         財 味 果 実 酒       -       -       -       4       6       -       10         プ ラ ン デ ー       -       -       -       4       6       -       10         原アル コ ール       1       -       -       3       11       -       15         発 泡 酒       -       -       -       3       -       -       3         その他の醸造酒       -       -       -       3       12       -       19         リ キュール       1       1       -       4       14       -       20         粉 末 酒       -       -       -       3       -       -       3         雑       酒       -       -       -       3       -       -       3	単	式蒸	Ę Ę	留 焼	酎			3		2		-	3		17	-	25	22
果 実 酒 4 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4	み		ŋ		ん			-		-		_	2		-	-	2	-
甘 味 果 実 酒 4 4  ウ イ ス キ ー 4 6 - 10  ブ ラ ン デ ー 4 6 - 10  原 ル 料 ー 用 1 3 11 - 15  発 泡 酒 3 3  そ の 他 の 酸 造 酒 3 3  ス ピ リ ッ ツ 3 1 - 3 12 - 19  リ キ ュ ー ル 1 1 - 4 14 - 20  粉 末 酒 3 3  雑 酒 3 3	Ľ		_		ル			-		-		-	4		-	-	4	2
ウィスキー       -       -       4       6       -       10         ブランデー       -       -       -       4       6       -       10         原アル料コール       1       -       -       3       11       -       15         発泡       酒       -       -       -       3       -       -       3         その他の醸造酒       -       -       -       3       12       -       19         リキュール       1       1       -       4       14       -       20         粉末酒       -       -       -       3       -       -       3         維       酒       -       -       3       -       -       3	果		実		酒			-		-		-	4		-	-	4	-
プ ラ ン デ ー	廿	味	果	実	酒			-		-		-	4		-	-	4	-
原アル コーール 1 3 11 - 15 発 泡 酒 3 - 3 3 その他の醸造酒 3 3 スピリッツ 3 1 - 3 12 - 19 リキュール 1 1 - 4 14 - 20 粉 末 酒 3 3 雑 酒 3 3	ウ	イ	ス	*	ĺ			-		-		-	4		6	-	10	2
アルコール     1     -     -     3     11     -     15       発 泡 酒     -     -     -     3     -     -     3       その他の酸造酒     -     -     -     3     -     -     3       スピリッツ     3     1     -     3     12     -     19       リキュール     1     1     -     4     14     -     20       粉末酒     -     -     -     3     -     -     3       維     酒     -     -     3     -     -     3	ブ	ラ	ン	デ	ĺ			-		-		-	4		6	-	10	-
その他の醸造酒 3 3  スピリッツ 3 1 - 3 12 - 19  リキュール 1 1 - 4 14 - 20  粉末酒 3 3  雑 酒 3 3		ル		_				1		-		-	3		11	-	15	-
スピリッツ     3     1     -     3     12     -     19       リキュール     1     1     -     4     14     -     20       粉末     酒     -     -     -     3     -     -     3       雑     酒     -     -     -     3     -     -     3	発		泡		酒			-		-		-	3		-	-	3	-
リキュール     1     1     -     4     14     -     20       粉末     酒     -     -     -     3     -     -     3       雑     酒     -     -     -     3     -     -     3	そ	の他	Ø	醸 造	酒			-		-		-	3		-	-	3	-
粉 末 酒 3 - 3  維 酒 3 - 3	ス	۲°	IJ	ツ	ツ			3		1		-	3		12	-	19	-
雑 酒 3 - 3	IJ	+	ユ	_	ル			1		1		-	4		14	-	20	-
	粉		末		酒			-		-		-	3		-	-	3	-
合 計 8 4 - 56 66 - 134	雑				酒			-		-		-	3		-	-	3	-
	合				計			8		4		-	56		66	-	134	26
うち実蔵置場数 3 2 - 4 17 - 26	う	ち実	蔵	置場	数			3		2		-	4		17	-	26	

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製	造	場	数	基	数
			場		基

酒母及びもろみの製造場数

	0 0 0000	
区分	製造	适場数
区 ガ		うち休場数
	場	場
酒 母	2	-
もろみ	7	-

調査対象等: 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点: 令和4年3月31日

用語の説明: 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

## (3) 販売業免許場数

本年度末販売場数(A)	(3) 販	元美先計	<b>30</b> 50	+ 左 座	十元十月粉	( A )		
取前 会 通 通 類		区	分	卸売に限る旨の 条件が付されて	販売方法に 条件が付されて		1年以上引続き 休止している	
<ul> <li>売売</li> <li>注</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>売売</li> <li>注</li> <li>一</li> <li>売売</li> <li>注</li> <li>売売</li> <li>売売<!--</td--><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>場</td><td>場</td><td>者</td></li></ul>						場	場	者
売売     ビー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	販匍	全	酒類	4	708	712	143	472
<ul> <li>・ 機 出 入 酒 類 気 29 22 551 1 3 35</li> <li>店 類 販 売 酒 類</li></ul>		ビ	ール	_	1	1	-	-
古 頭 販 売 酒 類		洋	酒	6	19	25	1	8
<ul> <li>条 信件の が条 付件 さ が が で で さ が が で で さ が で で で で で で で で</li></ul>		輸	出 入 酒 類	29	22	51	1	35
# の が 条 付 件 れ 付 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	にる	店具	頂 販 売 酒 類	-	-	-	П	-
が 条 作	<b>化</b>	協同	組合員間酒類	-	-	I	Ī	-
付作 さがれれけてきなれれいてもの。 他の 酒類 - 18 18 18 - 19 注 一 ル - 1 1 1 1 - 7 注 酒 1 3 4 - 3 3 4 - 7 3 3 3 1 2 2 5 - 22 5 5 7 5 5 7 5 5 7 5 5 7 5 7 5 7 5 7	が	自	己 商 標 酒 類	1	16	17	ı	8
さかれけてされれいてもいいのるをもしいのできます。     一般のものものものを発力が流に付いれていてにいい限るもものが流れれてにいい限るもものが流れれてにいい限るもものが流れてにいい限なるももしがのが流れてにいい限なるももしがのが流れてにいい限なるももしがのが流れてにいい限なるももしがのが流れてにいい限なるももしがのが流れてにいい限なるももしがのが流れてにいい限なるももしができます。     一般のもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののもののもの	付		清 酒 ・ み り ん	-	2	2	-	-
れ 付 付 で さ	さ		合成清酒・焼酎	-	18	18	-	19
注	れ 付	酒	ビ ー ル	_	1	1	-	-
	-( ±	類	洋 酒	1	3	4	-	3
いてもいるのではいるのではないできます。       一般のものもののもののもののもののできます。       11 2         のるをおいてののできます。       小売業者の共同購入機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	( )		計	1	24	25	Ī	22
もいのる		その	の他の酒類	_	3	3	1	2
のる 及も いのののののののののののののののではできます。 でののできます。 たまれたでではいいできない。 限る るも もののできます。 たまれたでではいいできない。 では、おおけにできない。 では、かれたでではいいできない。 では、かれたでではいいでは、いいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			合 計	41	793	834	146	547
びの     製造者の共同販売機関	のる	合、	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-
びの     製造者の共同販売機関     -		計かの	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-
売条 方件 法がにされた。 たでいい限る るもも 盲の     ***     **** <td>びの</td> <td></td> <td>製造者の共同販売機関</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td>	びの		製造者の共同販売機関	-	-	-	-	-
<ul> <li>売件 方件 法が 計</li></ul>		全	一般のもの			2, 313	114	1, 531
法がに付けられたでいるもの     年の他の酒類       最后の     日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	方件	酒	特殊のもの			1	-	-
いれた。	法が	- AA	計			2, 314	114	1, 531
売てにい 限る るも 旨の     他 通信販売だけのもの     47     2     41       財     113     8     87       女     計     2,427     122     1,618       女     介業     12     -     4       代     理業     -     -     -     -	小さ		- 般 の も の			66	6	46
にい 酒類 通信販売だけのもの	売って	他	特殊のもの			-	-	-
るも 旨の     合     計     2,427     122     1,618       媒     介     業     12     -     4       代     理     業     -     -     -	にい	酒	通信販売だけのもの			47	2	41
旨の     合     計     2,427     122     1,618       媒     介     業     12     -     4       代     理     業     -     -     -		類	計			113	8	87
代 理 業			合 計			2, 427	122	1,618
		媒	介 業			12	-	4
						-	-	-

調査時点:令和4年3月31日

用語の説明: 1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。

2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。 なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。

3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

(4) 代化	クセカル	1H 1 300 30	_																																							
						製						造					免					許					:	場					数						販売業生	免許場	奺	
税務署名	清	酒	合成	清酒	連続:	式蒸留 酎	単元焼	式蒸留 酎		みりん	ん	ビー	ル	果	夷酒	甘味	果実酒	ウイ	スキー	ブラ	ンデー		斗用 コール	発剂	包酒	その酸	他の 造酒	スピ	リッツ	リキニ	ュール	粉末	末酒	雑	酒	2	`計	酒類:	卸売業			税務署名
	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	き 免 数 場	許り数	製造 湯数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造場数	免許 場数	製造 場数	販売場 数	販 売 業者数	販売場 数	販 売 業者数											
	場	場	場	場	場	場	易場	37	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	者	場	7 者	i
那 覇	í						7	7	7			3	1					2		1		5		4	2			3		8	3					33	13	207	147	765	442	那 覇
宮 古 島	ī						6	6	5			1	1											1				2		2	1					12	8	60	44	131	87	宮古島
石 垣	i						11	11	ı			2	2	1		1						5		1				3		4	1					28	14	66	48	186	140	石 垣
北那覇	2						8	8	3			1		1		2				3		5		2	1	1		6	1	5						36	10	149	94	399	305	北那覇
名 護	1						14	14	1			4	2	2	1	1		2		4		6		4		1		10	1	11	2			1		61	20	170	107	339	263	名 護
沖 縄	1	1			2	1	7	7	7			5	1	3		1		5		1		5		4	2			4		5				1		44	12	182	107	607	381	沖 縄
総計	4	1			2	1	53	53	3			16	7	7	1	5		9		9		26		16	5	2		28	2	35	7			2		214	77	834	547	2, 427	1,618	総計

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。